

参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和三十七年八月二十九日(水曜日)

午後一時二十九分開会

委員の異動

八月二十八日

補欠選任

林

塩君

奥 むめお君

出席者は左の通り。

委員長

加瀬

完君

理事

鹿島

俊雄君

高野

一夫君

小柳

勇君

藤田

藤太郎君

委員

紅露

みつ君

竹中

恒夫君

九茂

重貞君

山下

春江君

山本

杉君

横山

フク君

杉山

善太郎君

柳岡

秋夫君

村尾

重雄君

奥

むめお君

衆議院議員

社会労働委員

長代理理事

事務局側

常任委員

増本 甲吉君

会専門員

小沢

辰男君

本日の会議に付した案件
○連合審査会開会に関する件

○医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(加瀬完君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

八月二十八日、林塩君が委員を辞任せられまして、その補欠に奥むめお君が選任せられました。

○委員長(加瀬完君) お諮りいたします。

本日、農林水産委員会より、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につき、連合審査会の開会を申し入れてまいりましたが、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。開会の日時については、明三十日午前十時に開会することにいたします。

○委員長(加瀬完君) 医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、衆議院側より提案理由の御説明を願います。

○衆議院議員(小沢辰男君) 私は、衆議院の委員会提出の法律でございますが、医療法の一部を改正する法律案に

つきまして、衆議院の社会労働委員長を代理いたしまして、提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

国民皆保険の円滑な実施をはかるためには、医療機関の適正な配置がきわめて必要であります。わが国の現状におきましては、なお、多くの無医地区が存在している反面、近時一部大都市等においては病院が乱設される傾向がありますので、この際、公的性

格を有します病院の開設等を規制し、医療機関の地域的偏在を防止しますとともに、その計画的整備をはかることとするのが本法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容について申し上げます。

その第一は、国及び地方公共団体は医療機関の不足地域に対し、計画的に病院診療所を整備するよう努めなければならないこと。

第二は、公的医療機関の開設者、各種共済組合、健康保険組合等が新たに病院を開設し、病床数を増加し、または病床の種類を変更しようとする場合、これにより当該地域における病院の病床数が省令の定める必要病床数をこえるときは、都道府県知事は許可を

与えないことができること。

第三は、都道府県知事は病院開設等の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ医療機関整備審議会の意見を聞かなければならないこと。

病床数及び病床数の算定方法等に関する省令を定めるにあつては、医療審議会の意見を聞かなければならないこと。

第五は、三公社、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団が、病院の開設、病床数の増加、その種別の変更を計画し、また、その計画を変更する場合は、あらかじめ厚生大臣に、政令で特に定める場合のほかは、協議

しなければならないこととしたこととであります。

以上が本法案の趣旨の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを願ひ申し上げます。

○委員長(加瀬完君) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、衆議院側より提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(小沢辰男君) ただいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律の対象となっている環境衛生関係の営業は、その多くが零細企業の範疇に属し、しかも、その営業施設の数に、需要に比して著しく過大となつてゐるため、過半の営業者は、常に脆弱な経済的基盤のもとに、顧客の誘引を目的とした過度競争に起因する

不安定な経営を続けてゐるのであります。このような不安定な経営は、おのずから、当該施設における衛生状態の低下を結果いたしかねないのであります。

して、国民の保健衛生を守つて参りますために、また、公共の福祉増進の一環といたしまして、このような零細企業に属する人々の福祉をはかります上からも、為政者として、かかる営業の経営の健全化を期するための措置を整備する必要があると存するのであります。

ところで、この法律は、如上の趣旨に沿つて、昭和三十二年に自民、社会、民社共同の議員提案をもつて制定せられ、第三十九回国会においてもその内容の整備がはかられて、環境衛生関係営業者の組合の事業活動及び行政庁の勧告または規制命令の措置を通じて、業界の健全なる発展に資することとされてゐるのであります。が、こ

れらの行政処分の発動要件、その他具體的な法律構成に必ずしも実情に則してゐない点も見受けられるところから、この法律の所期する効果の達成に支障を来す面があると存しまして、今回さらにこれらの問題に関連する制度の整備をいたそうとするものであります。

すなわち、改正の第一点は、適正化規程及び適正化基準の認可、員外者に対する事業活動改善の勧告及び規制命令の発動については、適正な衛生措置の阻害または営業の健全な経営の阻害を要件とすることとあります。

五通

請願者 長崎市矢の平町五八ノ

八 岡村安一 外百五十

四名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一八二号と同じである。

第二八七号 昭和三十七年八月二十

三日受理

老人福祉法制定に関する請願(百二十

九通)

請願者 長崎市寺町三二 永田

兼助 外百二十八名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一八二号と同じである。

第四三七号 昭和三十七年八月二十

五日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 長野県南佐久郡臼田町

六八 川村清人 外二十

三名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九一号 昭和三十七年八月二十

日受理

人命尊重に関する請願(二通)

請願者 石川県加賀市大聖寺魚

町四二 川瀬まさ外一

万五千九百九十二名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

日受理

失業対策制度の改善に関する請願

請願者 福島県議会議長 馬目

武之助

紹介議員 松平 勇雄君

現行失業対策制度は、さる昭和二十四年、ドッジラインに基づく経済のデフレ化により急増した失業者救済のために制定されたものであるが、以来十三年、失業者の生活安定のために大きな役割を果たしてきた重要な制度である。しかし、本制度に関しては、失業対策事業従事者からも、また事業主体の方からも、種々の意見が表明され、改善向上を期待する声が高い。このたび、政府は、現行の失業対策制度を根本的に再検討するため労働省内に失業対策問題調査研究会を設置したが、その調査研究にあたっては、失業対策事業従事者に対し、無用の不安をいだかせることなく、生活の安定とより一層の向上充実をさせるために、慎重に取り扱われたいとの請願。

第二〇〇号 昭和三十七年八月二十

一日受理

成人病対策強化に関する請願

請願者 秋田県議会議長 佐藤

善治郎外六名

紹介議員 松野 孝一君

最近成人病と言われる脳卒中、がん心臓病等による死亡が増加しこれが対策の強化が要請される現状にかんがみ、成人病予防費に対する国庫補助及び医療費の公費負担等の制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第二〇一号 昭和三十七年八月二十

一日受理

精神病後保護施設設置に関する請願

請願者 秋田県議会議長 佐藤

善治郎外六名

紹介議員 松野 孝一君

現在、精神病対策において後保護の施策はほとんどみられぬものがない実情である。病気の特殊性から退院後一定期間後保護施設に收容し、社会的訓練を与えるとともに、地域並びに家族の不安感、けんお感を解消した後に家庭に復帰させるよう措置することが社会の秩序維持上重要なことと考えられるのであるが、この後保護施設は各種関係機関との連絡及び高度の指導技術を必要とする関係から国の直営とするのが適当であると思うので、北海道、東北地方に数箇所の国営の精神病後保護施設を設置せられたいとの請願。

第二〇二号 昭和三十七年八月二十

一日受理

国民健康保険直営診療施設運営費補助増額に関する請願

請願者 秋田県議会議長 佐藤

善治郎外六名

紹介議員 松野 孝一君

国民健康保険直営診療所は、地域内住民の医療の確保に多大の貢献をしているが、その反面医師の確保等に困難をきたし多額の人員費支出を余儀なくされ、年々赤字に悩まされ国民健康保険事業に重大な影響を与えている。しかしながら、国民健康保険直営診療所は医療に恵まれない地域住民に医療の機会を与えるために欠くことのできない施設であり、国民皆保険達成に伴う皆医療機関整備上からもきわめて重要であるから、直営診療所が円滑に運営できるようにこれが運営費補助の増額交付を図られたいとの請願。

付を図られたいとの請願。

第二二四号 昭和三十七年八月二十

二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮沼町九

東京都クリーニング環

境衛生同業組合板橋支

部内 桑原清三 外四

名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八号 昭和三十七年八月二十

二日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区丸ノ内

一丁目財団法人日本傷

痍軍人会内日本傷痍

人妻の会内 黒沢さん

子外一名

紹介議員 鳥島徳次郎君

日本独立以来、戦傷病者に対する施策が除々に進められてきたが、現行法規援護機関はいずれもいくえにも重なり、指導援護は適確を欠き、いたずらに混乱を生じている現状であるが、これは戦傷病者の援護に對し、国家補償の精神を忘れ、一般身体障害者と同視の精神の一環として措置しようとするところに問題がある。したがって戦傷病者の援護を強化し、あくまで自立更生と福祉の向上を図るため、国家がその責任を明らかにする必要がある、そのため現行各種法規を統合し、傷い軍人の

身分を確立しなければその目的を達することは困難であるから、既に渡辺厚生大臣当時から調査、研究が開始されている戦傷病者のための単独法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第三七五号 昭和三十七年八月二十

五日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

一丁目財団法人日本傷

痍軍人会内日本傷痍

人妻の会 生田寿子

紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三〇七号 昭和三十七年八月二十

三日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願

請願者 福岡市大字田島一、七

五二 中野長外五名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第四四六号 昭和三十七年八月二十

五日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願

請願者 山口県萩市椿東三、一

〇六 安藤 修道

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第三一四号 昭和三十七年八月二十

三日受理

じん肺法及び関連諸法の改正に関する

請願

請願者

北海道岩見沢市労災病
院内北海道けい肺患者
連盟本部 前田健雄

紹介議員

阿具根 登君

けい肺患者は、長い間じん肺法及び労働者災害補償保険法の一部改正の陳情並びに請願を続けてきたが、今国会においてぜひとも、(一)休業補償費及び長期給付は平均賃金の百パーセントを支給すること、(二)賃金スライドは現行の二十パーセントとを十パーセントとすること、(三)障害年金及び長期給付を完全併給すること、(四)第一種傷病患者の医療費を無料とすること、(五)療養中の患者が、その他の疾病にかかった場合も医療費は無料とすること、(六)けい肺法施行前のけい肺患者にも現行法を適用すること、(七)平均賃金低受給患者に対する措置を講ずること、(現行法により一箇月四千円から八千円程度の補償しか受けられない患者が多数いるから、これらの者が療養と生活ができるよう、最低額を一万五千元とすること)等の改正を行なわねえとの請願。

第四受理

戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願(二十九通)

請願者

高知県香美郡野市町
一、四六二ノ四 須藤
久子外四千八百八十七名

紹介議員

徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三七二号

昭和三十七年八月二十
四日受理

請願者

茨城県水戸市鉄砲町
一、一六〇 遠山勇外
百八十四名

紹介議員

郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三七二号

昭和三十七年八月二十
四日受理

請願者

滋賀県大津市東浦一番
町滋賀県連合会内 今
井和一郎外二百十四名

紹介議員

西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

一外二百七十三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第四三三号

昭和三十七年八月二十
五日受理

請願者

奈良市角振新屋町一
谷井友三郎外四千八十
名

紹介議員

木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三七三三号

昭和三十七年八月二十
四日受理

請願者

山口市茶畑財団法人山
口県連合会内 吉
富幸助外七千六百五十
六名

紹介議員

吉武 恵市君 徳永
正利君 江藤 智君
二木 謙吾君

準軍属の遺族に対する国の処遇は、他の戦没者遺族の補償に比しきわめてわずかで、格差があまりにも大きい。およそ軍人として戦務に服すること、学徒その他が本来の学業や職業をなげうつて軍需の生産増強のつとめに従事すること、その精神と勤勞においてなんらの差異はない。準軍属の遺族は従来祖国の再建を考慮しながらこの不公平な国家処遇に悩忍してきたのであるが、ここに大会を開いて準軍属の遺族に対する国家補償の改善について、(一)遺族給与金を遺族年金と同

額にし、かつ終身年金とすること、(二)扶養家族に対し加給金を支給すること、(三)所得による支給制限を撤廃すること、(四)公務認定の規程において「戦時災害」を撤廃することの四点を決議したから、これが実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第三七九号

昭和三十七年八月二十
五日受理

請願者

東京都文京区原町一
三 渡部源助

紹介議員

徳永 正利君

昭和三十六年二月一日公示になった新指定医薬品は、国会において審議存続となつた新薬事法の薬種商制度を、厚生省薬務当局は、委任された省令で廃絶においてこまんと企図したものであつて、全国一萬五千の薬種商は既得権は認められず、薬局においてはなん等制限のない普通薬品が薬種商の店で売られる場合には制限があり、又、今までの店のすべてを切り回していた婦人が、資格者の夫に死なれ、試験を受け合格しても、その後の取扱薬品は大幅に制限されるため営業ができないうというように、憲法第十四条の精神に反し、国会審議を軽視し、国民の遵法精神を消滅させ、薬種商の取扱薬品に大制限を加えた昭和三十六年二月一日付の厚生省令は、即時撤廃せられたいとの請願。

第三八〇号

昭和三十七年八月二十
五日受理

請願者

東京都港区芝海岸通り
三ノ二全国民主自由労働組合内 馬場大静外
五百六十五名

紹介議員

永末 英二君

社会保障の完備しない今日、失業対策事業に、就労する者のうち、老齢、婦人層を強制的に生活保護のみの受給に限定することは、生活切り下げと失業の強制であるから、(一)緊急失業対策の打切りは行なわねこと、(二)特に失対事業に就労する老齢者、婦人層、病弱者に対する適格排除は絶対に行なわねこと、(三)適格者の身分である公務員特別職の適用を奪わねこと、(四)失対事業の主管を公団或いは事業団の形に移行し、(イ)全額国庫負担とすること、(ロ)日々雇用の形を廃し常用労働者として雇用すること、(ハ)最低賃金月額一萬二千円を支給すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三八一号

昭和三十七年八月二十
五日受理

請願者

和歌山県日高郡美浜町
浜三瀬 岡崎ヒサエ外
六百二十名

紹介議員

高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八二号

昭和三十七年八月二十
五日受理

請願者

鹿児島県日置郡東市来
町湯田六六 内田フ
シ外八百四十五名

失業対策事業打切り反対等に関する請願

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八三号 昭和三十七年八月二十
五日受理
失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 鹿児島市常盤町九二
二 内山栄吉外八百七
十四名
紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八四号 昭和三十七年八月二十
五日受理
失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 鹿児島県分市上小川
二、九三五 本田三夫
外八百二十七名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八五号 昭和三十七年八月二十
五日受理
失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町尾
ケ石大字符尾一、三八
九 坂梨誠外五百七十
八名
紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三五号 昭和三十七年八月二十
五日受理
失業対策事業打切り反対等に関する請願

五日受理
失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 福島県内郷市高坂町桜
井九二 大久忠雄外四
千六百二十八名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八六号 昭和三十七年八月二十
五日受理
小児マヒ対策促進等に関する請願

請願者 福岡県三井郡小郡町三
沢古賀住宅 佐藤重英
外八百八名
紹介議員 藤原 道子君
ソ連製生ワクチンを中心とした大量投
与の結果、小児マヒの発生は、ある程
度くいとめられたが、これだけでは、
このいまわしい病気を日本から完全に
追放することができないから、来年
も、更に次ぎの年も、生ワクチンの大
量反復投与を実現するとともに、
(一)今年の冬のうちに、二十歳までの
ものにソ連のボンボン生ワクチンに無
料で接種すること、(二)ソ連ワクチン実
施を今すぐ生ワクチンに切り替え、無
料生ワクチンの接種による予防接種法
に改訂すること、(三)ガランタミンを
即時健健適用とし、小児マヒ治療は全
額無料とすること、(四)中和抗体検査
を、年齢階層別に実施し、科学的な裏
付のある、生ワクチン投与体制を確立
すること、(五)小児マヒを中心に、日
本悩炎、赤痢など諸流行病追放の諸措
置を講ずること、(六)中央検査所兼衛
生研究所の設置にあたっては、科学
的、総合的かつ民民的なものとするこ
と、(七)沖縄に対する小児マヒ対策を
積極的に行なうこと等を実施せられた
ことの請願。

第四四七号 昭和三十七年八月二十
五日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に
よつて動員学徒等犠牲者には、準軍属
としての遺族給与金及び障害年金が支
給されているが、まだ軍人、軍属の処
遇とはなはたしく異なる点があるか
ら、(一)死亡者の遺族に、遺族年金と
同額の終身遺族給与金を支給すること
と、(二)遺族給与金支給上の制限を撤
廃すること、(三)障害年金を軍人、軍
属なみの症状等差を認めること、(款
症、目症程度の障害者に対しては、障
害年金又は障害一時金を支給すること
と)、(四)障害年金の認定にあたり、
原爆ケロイドを特に重視すること、
(五)動員学徒死亡者はすべて靖国神社
に合しすること、(六)障害者に対し、国
鉄無賃乗車券又は割引券を支給するこ
と、等の措置を講ぜられたことの請願。

第四四八号 昭和三十七年八月二十
五日受理
農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 福島県信夫郡松川町宇
本町 岡野清輝外十一
名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四四九号 昭和三十七年八月二十
五日受理
農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 宮城県本吉郡本吉町錦
岡三五 千葉喜久子
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四五〇号 昭和三十七年八月二十
五日受理
農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市宇古町
二七 千葉龍道外十名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四五一号 昭和三十七年八月二十
五日受理
農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 福島県東白川郡古殿町
竹貫 渡辺堅光外十一
名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四五二号 昭和三十七年八月二十
五日受理
農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 福島県石川郡平田村大
字中倉 矢吹重治
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十七年八月二十九日【参議院】

昭和三十七年九月六日印刷

昭和三十七年九月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局